

広島県指定構造計算適合性判定機関指定基準

第一条 目的

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第77条の35の2の規定に基づき、知事が指定構造計算適合性判定機関(以下「機関」という。)を指定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

第二条 用語の定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 建築確認 法第6条第1項又は第6条の2第1項(法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)に規定する確認をいう。
- 二 判定 法第18条の2第3項において読み替えて適用する法第6条第5項、法第6条の2第3項及び法第18条第4項に規定する構造計算適合性判定をいう。
- 三 判定員 法第77条の35の7に規定する構造計算適合性判定員をいう。
- 四 認定プログラム 法第20条第2号イ及び第3号イの規定による国土交通大臣の認定を受けたプログラムをいう。
- 五 認定プログラムを使用した判定 建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。)第1条の3第1項第1号ロ(2)ただし書の規定に基づき提出されたファイル、磁気ディスク等に記録された事項を認定プログラムに入力することによる判定をいう。
- 六 代表者 代表権を有する役員をいう。
- 七 役員 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第136条の2の14第2号に規定する役員をいう。
- 八 親族 配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族をいう。
- 九 親会社等 法第77条の19第10号に規定する親会社等をいう。
- 十 特定支配関係 令第136条の2の14第1項に規定する特定支配関係をいう。
- 十一 関係企業等 次のいずれかに該当する企業、団体等をいう。
 - ア その者又はその親族が総株主(株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下同じ。)又は総出資者の議決権の100分の5以上を有している企業、団体等
 - イ その者が所属する企業、団体等(過去2年間に所属していた企業、団体等を含む。)
 - ウ その者の親族が役員である企業、団体等(過去2年間に役員であった企業、団体等を含む。)
- 十二 制限業種 次に掲げる業種(国、都道府県又は市町村の建築物に係る工事監理業を除く。)をいう。
 - ア 設計・工事監理業(工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務又はコンサルタント業務を含む。ただし、建築物に関する調査、鑑定業務は除く。)
 - イ 建設業(しゅんせつ工事業、造園工事業、さく井工事業等建築物又はその敷地に係るものではない業務を除く。)

- ウ 不動産業（土地・建物売買業，不動産代理・仲介業，不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。）
- エ 建築設備の製造，供給及び流通業

第三条 機関が行う業務

広島県内で建築される建築物に関して，建築主事又は法第 77 条の 18 に基づく指定を受けた指定確認検査機関（以下「指定確認検査機関」という。）が求める判定の業務とする。ただし，機関の基本財産等の額，判定員の数，並びに認定プログラムを使用できる環境の整備状況（適宜レンタル等により調達する場合にあっては，それも含む。）に応じ，次条第 2 項，第 4 項及び第 5 項の規定に基づき，業務対象とする建物規模若しくは業務範囲等を限定することができる。

第四条 指定条件

1 判定の業務を行う事務所

前条の業務の実施において，主たる判定の業務を行う事務所を広島県内に置くこと。

2 構造計算適合性判定員の必要人数

一 判定員の数は，次に定めるところによる。

ア 機関が認定プログラムを使用した判定を行う場合にあっては，その事業年度において判定を行おうとする件数を表 1 の建築物の規模に応じて区分し，イ欄に掲げる数値を乗じて得た数値を合計したもの（一未満の端数は切り上げる。以下この号において同じ。）以上であることとする。

イ 機関が認定プログラムを使用した判定以外の方法による判定を行う場合にあっては，その事業年度において判定を行おうとする件数を表 1 の建築物の規模に応じて区分し，ロ欄に掲げる数値を乗じて得た数値を合計したものの以上であることとする。

ウ 機関が業務対象とする建物規模又は判定の種別を限定する場合にあっては，当該限定してその事業年度において判定を行おうとする件数をア及びイの方法により得た数値を合計したものの以上であることとする。

エ アからウまでの算定にあたり，件数は知事が提示する判定件数（以下「想定件数」という。）を使用すること。ただし，機関が，指定確認検査機関の場合には，指定確認検査機関として自ら確認処分を行う件数を控除して算定することができる。

オ アからエまでの規定にかかわらず，判定員の数は少なくとも 2 人以上であることとする。

表 1

判定に係る建築物の規模	イ 判定件数1件当たり判定員人役人/件	ロ 判定件数1件当たり判定員人役人/件
延べ床面積 1000 m ² 以下	1/480	1/240
延べ床面積 1000 m ² 超 2000 m ² 以下	1/320	1/160
延べ床面積 2000 m ² 超 10000 m ² 以下	1/270	1/130
延べ床面積 10000 m ² 超 50000 m ² 以下	1/190	1/90
延べ床面積 50000 m ² 超	1/90	1/40

二 前号のその事業年度において判定を行おうとする件数は、法第 77 条の 35 の 6 第 1 項の規定により、指定の更新を受けようとする場合においては、それぞれ前事業年度の件数とする。

三 前 2 号の算定においては、判定の業務に一週間当たり 40 時間従事するものを 1 人として算定するものとし、算定にあたっては、判定の業務に従事する日数及び時間に応じて適切に按分し算定するものとする。ただし、次に該当する場合にあっては、該当する日数又は時間を越えて判定の業務に従事する日数又は時間は含めないものとする。

ア 一週間当たり 6 日を越えて判定の業務に従事する場合の当該超えた日において判定の業務に従事する時間

イ 1 日当たり 8 時間を越えて判定の業務に従事する場合の当該超えて判定の業務に従事する時間

3 構造計算適合性判定の業務の体制、方法等

機関及び機関の判定員は次に適合しなければならないものとする。

一 機関は判定の業務を他の業務（建築物の確認検査等に関する業務を除く。）と独立した部署で行い、担当役員を置かなければならない。

二 機関は、次に掲げる者が建築主である建築物又は設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物について、判定を行ってはならない。

ア 機関の代表者又は前号の担当役員

イ アに掲げる者の親族

ウ アに掲げる者の関係企業等

三 機関は、次のいずれかに該当する指定確認検査機関から求められた判定を行ってはならない。

ア 機関が指定確認検査機関の代表者又は担当役員の関係企業等に該当する場合にあっては当該指定確認検査機関

イ 機関の総株主又は総出資者の議決権の 100 分の 5 以上を有している指定確認検査機関

ウ 機関の親会社等である指定確認検査機関

四 判定員は、次に掲げる者が建築主である建築物又は設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物又は建築確認を行う建築物について、判定の業務に従事してはならない。

ア 当該判定員

- イ 当該判定員の親族
- ウ 当該判定員の関係企業等
- 五 機関が指定確認検査機関である場合において、自ら引き受けた建築確認に係る判定を他の機関に対して求めようとするときは、その年度において当該他の機関から求められた判定を行ってはならない。ただし、第9項に定める監視委員会を設けた場合にあつては、この限りではない。

4 経理的基礎

- 一 法第77条の35の4第2号に規定する経理的な基礎とは、次に掲げる要件に該当することをいう。
 - ア 債務超過の状態にないこと。
 - イ 予算規模が適切であること。
 - ウ 事業と予算のバランスがとれていること。
 - エ 次号アの額が、判定の業務に係る年間支出総額の概ね一割以上であること。
 - オ 次号アの額が、建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。）第31条の14の規定による引継ぎに要する費用に相当する額以上であること。
 - カ その者の有する財産の評価額が、次に掲げる額のうちいずれか高い額以上であること。
 - (1) 1,500万円。ただし、次の①又は②のいずれかに該当する場合にあつては、それぞれ当該①又は②に定める額とする。
 - ①床面積の合計が2,000㎡を超える建築物に係る判定を行う場合（②に該当する場合を除く。） 5,000万円
 - ②床面積の合計が10,000㎡を超える建築物に係る判定を行う場合 1億5,000万円
 - (2) その事業年度において判定を行おうとする件数と、当該事業年度の前事業年度から起算して過去20事業年度以内において判定を行った件数の合計数を、表2の建築物の規模に応じて区分し、当該区分した件数に、それぞれ表2の件数に乗じる額を乗じて得た額を合計した額

表2

判定に係る建築物の規模	件数に乗じる額
延べ床面積500㎡以下	100円
延べ床面積500㎡超2,000㎡以下	300円
延べ床面積2,000㎡超10,000㎡以下	1,000円
延べ床面積10,000㎡超	4,500円

- 二 前号カの財産の評価額は、次に掲げる額の合計額とする。
 - ア その事業年度の前事業年度について作成した貸借対照表に計上された資産(創業費その他の繰延資産及びのれんを除く。以下同じ。)の総額から当該貸借対照表に計上された負債の総額を控除した額
 - イ その者が判定の業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し当該その者が負うべき民事上の責任の履行に必要な金額を担保するた

めの保険契約を締結している場合にあつては、その契約の内容を証する書類に記載された保険金額

三 前号アの資産又は負債の価額は、資産又は負債の評価額が貸借対照表に計上された価額と異なることが明確であるときは、その評価額によって計算するものとする。

四 前二号の規定にかかわらず、前二号の規定により算定される額に増減があつたことが明確であるときは、当該増減後の額を財産の評価額とするものとする。

五 第2号イの保険契約は、次のいずれにも該当するものでなければならない。

ア 機関が判定を行った建築物の瑕疵が風水害、地震その他の天災によって明らかとなつた場合における当該瑕疵についての補償が免責となっていないもの

イ 構造計算書その他機関が判定の業務を実施するために必要な資料として機関に判定を求めた者から提出されたものに記載された事項に虚偽又は誤謬があつた場合における当該建築物の瑕疵についての補償が免責となっていないもの

5 設備的基礎

機関が認定プログラムを使用した判定を行う場合は、その件数等に応じて次のいずれかによること。

一 その事業年度において判定を行おうとする件数が5,000件以上である機関にあつては、当該機関で実施する認定プログラムを使用した判定のすべてに対応できるよう、認定プログラムを保有するか、若しくは適宜レンタルにより調達する等、使用できる環境を整備すること。なお、この場合において、その旨を構造計算適合性判定業務規程において明記すること。

二 前号に該当しない場合は、主要な認定プログラム5種類以上（指定申請の段階で認定プログラムが5種類以上存在しない場合にはその全て）について認定プログラムを使用した判定に対応できるよう、認定プログラムを保有するか、若しくは適宜レンタルにより調達する等、使用できる環境を整備すること。この場合において、使用できる環境を整備する認定プログラム名を構造計算適合性判定業務規程において明記すること。また、使用できる環境を整備しない認定プログラムを使用した判定について、データ入力及び再計算作業のみ外部委託とするか、業務対象外とするかについても構造計算適合性判定業務規程において明記すること。

6 構造計算適合性判定機関の役職員等の構成

法第77条の35の4第3号に規定する基準に関し、機関の役職員等の構成は次に掲げるものとする。

一 機関が法人である場合にあつてはその役員が、法人以外の者である場合にあつてはその者が、次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。

ア 建築基準法令の規定により刑に処せられた法人の役員又は役員であつた者（当該法人がその刑に処せられる原因となつた事実のあつた日以前1年内に当該法人の役員であつた者で当該法人がその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しないものに限る。）

イ 法第77条の35第2項の規定により法第77の18第1項に規定する指定を取り消さ

れた法人の役員又は役員であった者（その取消しの原因となった事実のあった日以前1年以内に当該法人の役員であった者でその取消しの日から起算して5年を経過しないものに限る。）

ウ 法第77条の35の14第1項又は第2項の規定により指定を取り消された法人の役員又は役員であった者（その取消しの原因となった事実のあった日以前1年以内に当該法人の役員であった者でその取消しの日から起算して5年を経過しないものに限る。）

二 表3の法人の区分欄に応じ、それぞれ同表の制限対象者の欄に定める者（以下「制限対象者」という。）のうち制限業種（軽微なものを除く。第6項において同じ。）に従事する者又は制限業種を営む法人に所属する者（過去2年間に当該法人に所属していた者を含む。以下同じ。）の割合が3分の1を超えないこと。この場合において、制限対象者の親族が制限業種に従事する者又は制限業種を営む法人に所属する者（当該法人の役員（過去2年間に役員であったものを含む。以下同じ。）に限る。）である場合は、当該制限対象者は制限業種に従事する者又は制限業種を営む法人に所属する者とみなしてこの号を適用する。

表3

法人の区分	制限対象者
財団法人	評議員及び理事
社団法人	理事及び社員
合名会社	社員
合資会社	無限責任社員
株式会社	取締役
有限会社	取締役
組合	理事及び組合員
合同会社	社員
特定非営利活動法人	理事
中間法人	理事及び社員

三 機関が株式会社である場合にあっては、制限業種に従事する者、制限業種を営む法人に所属する者又は制限業種を営む法人が保有している当該機関の議決権の数の合計が当該機関の総株主の議決権の3分の1を超えないこと。

四 前号の場合において、株主（総株主の議決権の100分の5以上を有する者に限る。以下同じ。）の親族に制限業種に従事する者又は制限業種を営む法人に所属する者（当該法人の役員に限る。）が含まれる場合は、当該株主は、制限業種に従事する者又は制限業種を営む法人に所属する者とみなして前号を適用する。

五 第三号の場合において、株主に対して特定支配関係を有する者に制限業種に従事する者、制限業種を営む法人に所属する者（当該法人の役員に限る。）又は制限業種を営む法人が含まれるときは、当該株主は制限業種に従事する者、制限業種を営む法人に所属する者又は制限業種を営む法人とみなして第三号を適用する。

六 機関の株主、当該株主の親族、当該株主に対して特定支配関係を有する者又は当該株主が特定支配関係を有する者のいずれかに制限業種を営む法人に所属する者（当該法人の役員に限る。）又は制限業種を営む法人が含まれる場合にあっては、当該株主、当該株主の親族、当該株主に対して特定支配関係を有する者及び当該株主が特定支配関係を有する者が保有している当該機関の議決権の数の合計が当該機関の総株主の議決権の3分の1を

超えないこと。

七 前四号の規定は機関が有限会社の場合において準用する。

八 機関の代表者及び担当役員が、制限業種に従事する者又は制限業種を営む法人に所属する者でないこと。

7 その他兼業制限

機関及び機関の親会社等は、次に適合しなければならないものとする。

一 制限業種に従事する者又は制限業種を営む法人に所属する者又は制限業種を営む法人でないこと。

二 制限業種を営む法人に対して特定支配関係を有する者でないこと。

8 専門家委員の選任

機関は判定を行うに当たって必要があると認める場合に、法第6条第7項、第6条の2第4項及び第18条第6項に基づき、当該構造方法に係る構造計算に関して専門的な識見を有する者の意見を聴く者として、学識経験者等の専門家委員を選任すること。

9 監視委員会の設置

一 機関は、監視委員会を設置することができる。

二 監視委員会の委員は、弁護士会が推薦する者、消費者団体が推薦する者、建築物の構造に関する学識者並びに当該企業又は団体の監事又は監査役で構成されるものとする。ただし、機関が判定業務の公正な実施を担保するため必要と認める場合は、他の分野の学識者等専門家を監視委員会の委員に加えることができる。

三 監視委員会は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

ア 構造計算適合性判定業務規程の審議

イ 機関から提出された理事会、取締役会等の議事録の確認

ウ 機関が行った判定の業務に関する技術的検査を行わせる第三者の指名

エ ウの規定による指名を受けた者が行った技術的審査の結果の確認

オ 係争事件に係る監査

カ その他判定業務の公正かつ適確な実施のために必要な監査等

四 監視委員会は、四半期ごとに前号アからカまでに掲げる業務を行い、当該業務の終了後30日以内に知事に報告しなければならない。

附則(平成19年3月30日)

第一条 平成20年6月19日までの間にあつては、第4条第6項第2号に関わらず以下によることができるものとする。

次表の法人の区分欄に応じて、同表の制限の対象となる者のうち制限業種に従事する者又は制限業種を営む法人に所属する者の割合が原則として二分の一未満であること。

ただし、本則第4条第9項に定める監視委員会を設けた場合にあつては、この割合を原則と

して三分の二未満とすることができる。

なお、この場合においても、制限業種に従事する一人の者又は制限業種を営む一つの法人に所属する者の割合が二分の一以上であってはならない。

法人の区分	制限対象者
財団法人	評議員及び理事
社団法人	理事及び社員
合名会社	社員
合資会社	無限責任社員
株式会社	取締役
有限会社	取締役
組合	理事及び組合員
合同会社	社員
特定非営利活動法人	理事
中間法人	理事及び社員

第二条 平成 20 年 6 月 19 日までの間にあつては、第 4 条第 6 項第 3 号に関わらず以下による
ことができるものとする。

制限業種に従事する者又は制限業種を営む法人の保有する株式の数の発行済株式総数に占
める割合が原則として二分の一未満であること。

ただし、本則第 2 条第 9 項に定める監視委員会を設けた場合にあつては、この割合を原則
として三分の二未満とすることができる。

この場合においても、制限業種に従事する一人の者又は制限業種を営む一つの法人に所属す
る者の保有する株式の数の発行済株式総数に占める割合が二分の一以上であってはならない。

第三条 本指定基準は、平成 19 年 3 月 30 日から施行する。

附則(平成 19 年 4 月 25 日)

第一条 平成 20 年 6 月 19 日までの間にあつては、第 4 条第 7 項の適用について、「機関及び
機関の親会社等」とあるのは、「機関」と、1 号については、「機関として制限業種を行って
はならないものとする」と読み替えて適用し、2 号に掲げる要件については適用しない。

第二条 本指定基準は、平成 19 年 4 月 25 日から施行する。

附則(平成 22 年 11 月 2 日)

本指定基準は、平成 22 年 11 月 2 日から施行する。

附則(平成 24 年 1 月 20 日)

本指定基準は、平成 24 年 1 月 20 日から施行する。